

【特別講演】

「我が国における産学官連携」



独立行政法人 科学技術振興機構

理事 広瀬研吉氏

【経 歴】

昭和 49 年 3 月 九州大学大学院工学研究科応用原子核工学修士課程修了
昭和 49 年 4 月 科学技術庁採用
平成 10 年 6 月 科学技術庁原子力安全局原子力安全課長
平成 13 年 1 月 経済産業省 原子力安全・保安院審議官
平成 14 年 8 月 文部科学省 大臣官房審議官
平成 15 年 7 月 内閣府 原子力安全委員会 事務局長
平成 16 年 7 月 独立行政法人物質・材料研究機構 理事
平成 17 年 9 月 経済産業省 原子力安全・保安院長
平成 19 年 10 月 独立行政法人 科学技術振興機構 理事（現在に至る）

【講演要旨】

我が国における産学官連携

我が国における「産学連携」の歴史は意外に古いとされています。1985年、我が国の工業所有権制度が発足して100年が経過したのを機に、特許庁が選定した「十大発明家」のうち半数の方々が大学関連の方々であり、その方々の発明（研究成果）は企業によって製品化されたものでした。これは、当たり前の話ですが大学の研究成果は大学自身が製品化しない限りは、企業の手によって製品化されることとなり、それは必然的に「産学連携」と言われる状態が生じていることになるのです。

第二次大戦終了後に廃墟となった我が国では、企業の技術力が著しく低下していたことから、海外の優れた技術を導入することによりその後の高度経済成長時代を迎えることとなりました。その後、日本が経済大国となり海外諸国へ湯水のごとく「メイドインジャパン」を輸出するようになると海外からの「技術導入」は困難となり、自らが最先端の技術を開発しなければ立ち行かなくなってしまうという事態に見舞われ始めまし

た。

すなわち「技術導入」を背景としたキャッチアップ型（二番手型）の時代が終焉してしまっただけから、新たな研究成果を国内に求めなくてはならず、そこに「産学連携」が必要とされる要因が出てくることになるのです。

冒頭に述べました明治時代から行われてきた「産学連携」は研究者と企業との個人的なつながりによるところが大でありましたが、国立大学が法人化され、日本版バイドール法が制定されるに至り、今や大学という組織と企業という組織を文科省、経産省、JST、NEDOを始めとする「官」の組織が結びつけるという「産学官連携」こそが大学の研究成果を企業に技術移転する近道であると言っても過言ではありません。

今日、大学の研究成果を企業が製品化する際には、冒頭に述べましたように明治時代から行われてきた大学と企業との自主的な技術移転関係（受動的産学連携）に依存するのではなく、大学と企業を「意識」して結びつける役割を持った主体（官）が介在する「能動的産学連携」とも言うべき活動が必須となる時代となってきたと考えられます。

「産学官連携」は平成15年度からの「大学知財本部整備事業」を始めとする各種施策により着実にその成果を挙げてきてはいますが、先進諸国と比べるとまだまだ緒についたばかりと言えます。しかし、「産学官連携」はあくまでも一つのツールに過ぎず、最終目的は大学の優れた研究成果を企業に技術移転することによって我が国の持続的な発展を担うことにあります。

当科学技術振興機構ではこうした我が国の持続的な発展の一翼を担うため、基礎研究から技術移転まで様々な産学官連携に関するプログラムを用意して大学研究者の皆様方、企業の皆様方をご支援させていただいております。